

## 船橋市私道内公共下水道布設要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条による事業計画の認可を受けた区域内において、一定の要件を満たしている私道内に公共下水道を布設することにより、水洗便所及び排水設備の普及と促進を図ることを目的とする。

### (対象となる私道)

第2条 私道内に公共下水道を布設する対象は、次の各号のいずれかに該当する私道とする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定するもの。
- (2) 私道として分筆登記がされており、現況が公衆の用に供されているもの。
- (3) 私道として分筆登記がされていないが、現況が明確に道路としての形態を成し、公衆の用に供されているもの。

### (布設の要件)

第3条 私道に公共下水道の布設を受けるには、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 私道の所有者全員が公共下水道の布設を承諾し、公共下水道土地占用承諾書(様式第1号)の提出があること。
- (2) 私道の両端又は一端が、公共下水道の布設がされている公道又は私道に接続していること。
- (3) 私道の幅員が、施工可能な幅員を有していること。
- (4) 敷地が当該私道以外の公共下水道が布設されている道路に面していないこと。
- (5) 前条第1号以外の場合、公共下水道を利用しようとする家屋が2戸(所有者が同一である複数家屋は1戸と算定する。)以上あること。
- (6) 公共下水道布設工事が支障なく施工できるよう協力すること。

### (布設の申請等)

第4条 私道に公共下水道の布設を受けようとするときは、当該布設を受けようとする者のうちから代表者を定め、私道内公共下水道布設申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 私道の位置図(案内図)
- (2) 公共下水道土地占用承諾書
- (3) 私道内公共下水道利用者名簿(様式第3号)

2 公共下水道の整備当該年度においては、市が公共下水道土地占用承諾書を自ら取得するものとし、私道内公共下水道布設申請書並びに前項第1号及び第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- 3 第2条第3号の場合において、公共下水道の布設を受けようとするものは、敷地のうち私道部分の寸法を明示した私道部分区画割図(様式第4号)を提出しなければならない。

(布設の審査、決定及び通知)

第5条 市長は、布設申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、公共下水道の布設をすべきものと認めるときは、私道内公共下水道布設決定通知書(様式第5号)により代表者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査により、公共下水道を布設することが不相当と認めるときは、私道内公共下水道布設不可通知書(様式第6号)により代表者に通知するものとする。

- 3 前条第2項の場合においては、市は私道所有者全員の公共下水道土地占用承諾書の提出を確認し公共下水道の布設をするものとする。

(私道の復旧)

第6条 当該公共下水道の布設に伴う私道の路面復旧は市が行うものとし、原則的に路面復旧は原形復旧とする。ただし、これにより難しい場合は、協議するものとする。

(廃止又は布設替の申請、審査、決定及び通知)

第7条 土地の事情の変更により、当該下水道の廃止又は布設替を必要とするときは、廃止又は布設替をする者のうちから代表者を定め、関係者全員の同意書を添えて、私道内下水道施設(廃止・変更)申請書(様式第7号)を提出しなければならない。

- 2 市長は、私道内下水道施設(廃止・変更)申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、公共下水道施設の廃止又は変更の決定を行い、私道内公共下水道施設(廃止・変更)(許可・不許可)通知書(様式第8号)により、代表者に通知するものとする。

- 3 廃止及び変更をする場合において、その費用は起因者が負担するものとする。

(適用除外)

第8条 公共下水道が供用開始区域にある私道については、この要綱を適用しないものとする。

- 2 供用開始になっていない区域において、既に公共下水道の整備が完了した区域内に新たに築造された私道については、この要綱を適用しないものとする。

- 3 開発行為等による宅地造成等については、この要綱を適用しないものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、私道内への公共下水道の布設に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

公共下水道土地占用承諾書

年 月 日

船橋市長 あて

土地所有者  
住 所  
氏 名  
(署名または記名押印)  
電 話

私が所有する下記の土地を下水道施設が占用することについて、次の条件を付けて承諾します。

| 土 地 の 所 在 |     |
|-----------|-----|
| 地 名       | 番 地 |
|           |     |
|           |     |
|           |     |
|           |     |
|           |     |
|           |     |
|           |     |
|           |     |
|           |     |

1. 下水道施設の設置及び下水道施設設置に伴う既設他企業管の移設、また、下水道施設の維持管理のため市が土地を使用する。
2. 土地の占用期間は、下水道施設の用途を廃止するまでの間とし、その占用料は無償とする。
3. 下水道施設が設置された土地(私道部分に限る)に、公衆の通行及び下水道施設の維持管理上支障となるような工作物を設けない。
4. 設置後における下水道施設への新たな接続を認める。
5. 土地の所有権の譲渡、その他の権利を設定する場合は、この承諾について承継させるものとする。
6. 下水道施設の設置替え等を必要とする場合は、市の承認を受けて起因者負担で施工する。

この承諾書は2通作成し、各自1通を保有する。

様式第2号（第4条関係）

私道内公共下水道布設申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

代表者 氏 名

(署名または記名押印)

電 話

次のとおり公共下水道の布設を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

|           |   |           |
|-----------|---|-----------|
| 設置場所      | 船橋市   |           |
| 添付書類      | 私道の案内図（位置図）<br>公共下水道土地占用承諾書<br>私道内公共下水道利用者名簿          その他（委任状等） |           |
| 私 道 の 状 況 |   |           |
| 延 長<br>m  | 幅 員<br>m  | 接道戸数<br>戸 |

様式第3号(第4条関係)

私道内公共下水道利用者名簿

|    | 住 所 | 氏 名 |
|----|-----|-----|
| 1  |     |     |
| 2  |     |     |
| 3  |     |     |
| 4  |     |     |
| 5  |     |     |
| 6  |     |     |
| 7  |     |     |
| 8  |     |     |
| 9  |     |     |
| 10 |     |     |
| 11 |     |     |
| 12 |     |     |

様式第4号(第4条関係)

私道部分区画割図

年 月 日

船橋市長 あて

土地所有者

住 所

氏 名

(署名または記名押印)

電 話

| 土地の所在 |     |
|-------|-----|
| 地 名   | 番 地 |
|       |     |

私道部分に斜線をすること。  
私道を点線で明示すること。  
私道部分の寸法を記入すること。

建築基準法第42条に規定する私道及び分筆登記されている私道は提出不要。

様式第5号（第5条関係）

代表者  
氏名

様

船橋市長 松 戸 徹 印

### 私道内公共下水道布設決定通知書

年 月 日付で申請のあった公共下水道の布設について審査の結果、下記条件を付して、実施することを決定しましたので通知します。

記

公共下水道土地占用承諾書（様式第2号）に記載された条件のとおりとする。

様式第6号（第5条関係）

代表者  
氏名 様

船橋市長 松戸 徹 印

**私道内公共下水道布設不可決定通知書**

年 月 日付で申請のあった公共下水道の布設について審査の結果、下記理由により実施できませんので通知します。

記

理由

様式第7号（第7条関係）

私道内公共下水道施設（廃止・変更）申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

代表者 氏 名

（署名または記名押印）

電 話

私道所有者の事情により当該下水道施設の（廃止・変更）をしたいので、関係者の同意書を添えて申請します。

土地の所在地 船橋市

施設の概要

理由

様式第8号（第7条関係）

私道内公共下水道施設（廃止・変更）（許可・不許可）通知書

年 月 日

代表者

氏名 様

船橋市長 松 戸 徹 印

年 月 日付で申請のあった公共下水道施設の（廃止・変更）について、審査の結果、（許可します。・不許可とします。）

不許可の場合：理由